

## 新潟産業大学における競争的研究費に係る間接経費の使用に関する基本方針

制定 令和 6 年 11 月 15 日

### 1.目的

この基本方針は、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）令和 5 年 5 月 31 日改正（以下、「共通方針」という。）」に基づき、新潟産業大学（以下、「本学」という。）における競争的研究費に係る間接経費の取扱方針について必要事項を定める。

### 2.定義

間接経費とは、直接経費に対して一定比率で手当されることで、競争的研究費による研究の実施に伴う本学の管理等に必要な経費として、本学が使用する経費をいう。

### 3.間接経費の額

間接経費は直接経費の 30%に相当する額とする。ただし配分機関による特別な定めがある場合はその定めに準拠するものとする。

### 4.間接経費の用途

間接経費は、次に掲げる事項に充てるものとし、具体的な用途は別表のとおりとする。

- (1) 本学の研究開発環境の整備
- (2) 本学全体に係る環境整備
- (3) 競争的研究費に係る研究活動に伴い必要となる管理等経費

### 5.研究者の転出等に伴う返還

間接経費は、未使用額がある場合に限り配分機関に返還することがある。

ただし、当該競争的研究費による特別な定めがある場合は、その定めに準拠することとする。

### 6.実績報告

間接経費は、年度ごとの使用実績に応じて実績報告書を作成し、定められた期日までに競争的研究費の配分機関に報告する。

### 7.執行及び管理

間接経費は、学長の責任の下で用途を決定しつつ、透明性を確保しながら、計画的かつ適正に執行するとともに、担当係は、経費処理の適切性について確認するものとする。

## 8.改廃

関係府省より共通指針等に見直しがあった場合には、本取扱方針も随時見直すこととする。

- 2 この指針の改廃は、研究活動支援委員会の議を経て、研究活動支援委員長が行う。

### 附 則

この規則は、平成22年2月22日から施行する。

### 附 則

この規則は、令和6年11月15日から施行する。

(別表1)

### 間接経費の主な用途の例示

競争的研究費による研究の実施に伴う本学の管理等に必要な経費のうち、以下のものを対象とする。

(1) 管理部門に係る経費

(ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費（会計基準に基づく、保有する減価償却資産の取替のための積立を含む。ただし、独立行政法人における基金又は運営費交付金を財源とする競争的研究費に限る。）

(イ) 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費など

(2) 研究部門に係る経費

(ウ) 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(エ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費、論文投稿料（論文掲載料）

(オ) 特許関連経費

(カ) 研究機器・設備（※）の整備、維持及び運営に係る経費（会計基準に基づく、保有する減価償却資産の取替のための積立を含む。ただし、独立行政法人における基金又は運営費交付金を財源とする競争的研究費に限る。）

※ 研究棟、実験動物管理施設、研究者交流施設、設備、ネットワーク、大型計算機（スパコンを含む）、大型計算機棟、図書館、ほ場など

(3) その他の関連する事業部門に係る経費

(キ) 研究成果展開事業に係る経費

(ク) 広報事業に係る経費

など

※上記以外であっても、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と

判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

出典：競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針

（平成13年4月20日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（令和5年5月31日改正））